

一般社団法人日本小児神経学会 Brain and Development Case Reports 編集委員会規則

(目的)

第1条 日本小児神経学会の英文機関誌である「Brain and Development Case Reports」誌を編集する。学会の国際化（海外でのプレゼンス向上）に貢献する。

(構成)

第2条

- 1 委員会は、委員長、編集主幹、編集委員をもって組織し、必要に応じて副委員長を置く。
- 2 委員長及び委員の選任は、一般社団法人日本小児神経学会委員会規則に則る。
- 3 編集委員の任期は1期2年とする。任期毎に更新の可否について意思を確認し、継続の意思があれば更新されるものとする。更新は基本的に3回までとする。委員から編集主幹、あるいは委員長に就任した場合、新たに任期のカウントを開始する。
- 4 委員には、学会が規定する所定の手続きを経ることにより日本小児神経学会会員以外でも就任できる。非会員委員は会議に出席した場合のみ、謝金の対象となるが、通常の編集作業についてはその対象とはならない。
- 5 会員であるかに関わらず、委員には評議員と同じ年齢制限がかけられる。Editorial Board も同様とするが、Advisory Boardには年齢制限を設けない。

(運営)

第3条

- 1 編集委員会および編集主幹会議は「Brain and Development Case Reports」誌の編集と発行に関する案件を審議する。
- 2 編集委員会および編集主幹会議の議事は委員長を含む出席者の過半数を持って決する。議決に加わることのできる委員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、議決があつたものとみなす。
- 3 編集委員会および編集主幹会議の議事については、議事録を作成する。

(投稿規定)

第4条 「Brain and Development Case Reports」誌の編集に関しては、委員会の審議を経た上で、別に投稿規定を定める。

(出版社との契約)

第5条 「Brain and Development Case Reports」誌の発行に関しては、理事会、評議員会の承認を得た上で、かかるべき出版社と期限を定めた契約を締結して作業を進める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月30日より施行する（令和7年10月30日理事会決議）